

苓北町温泉プールの指定管理者募集要項兼仕様書

令和6年10月

苓北町教育委員会

苓北町温泉プールの指定管理者募集要項兼仕様書

苓北町温泉プールの指定管理者（施設を管理運営する団体）を募集します。

1 施設の概要

- (1) 名称 苓北町温泉プール
- (2) 所在地 苓北町志岐 1 2 7 3 番地 1
- (3) 規模 鉄骨平屋建 1 0 1 6 . 3 1 m²
- (4) 施設内容 事務室、25m×5コース、幼児用プール、トレーニング室
更衣室、機械室、採暖室、ミーティング室、ホール、
ロビー、トイレ、周辺施設（倉庫・駐車場・休憩所）
- (5) 運営に関する事項
- | 利用者数（人） | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|---------|---------|---------|
| | 20,460人 | 16,161人 | 22,538人 |
- ※利用者数の明細については、教育委員会までお問い合わせください。

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 利用時間及び休館日

- ①開館時間 平日 午前10時30分～午後9時00分
土曜日 午前10時00分～午後9時00分
日・祝日 午前10時00分～午後5時30分

②休館日 毎週水曜日

③利用時間 一般（個人）使用の場合 1回 2時間30分以内

- (2) 苓北町温泉プールの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）、同施行規則及び関係法令に基づき適切な管理を行うこと。
- (3) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 町民の健康・福祉の向上に寄与すること。
- (5) 公の施設であることを認識し、公平な管理を行うとともに、住民サービスの向上に努めること。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 当該施設の利用の許可に関する業務
- (2) 当該施設の維持管理に関する業務
- (3) 当該施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (4) 上記に掲げるもののほか、当該施設の管理及び運営に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務

4 指定（予定）期間

令和7年4月1日から3年間（3年後の3月31日まで）

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。個人での応募は不可。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 熊本県から指名停止措置または暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (3) 町税、法人税、消費税などを滞納していないこと。
- (4) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (5) 応募は町内、町外問わないが、指定管理者となった場合は苓北町内に事務所または事業所を置くものとする。

6 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出していただきます。なお、教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 苓北町温泉プール指定管理者事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要、定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類（法人以外の団体は会則等）
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請書を提出する日の属する前事業年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
- (7) 納税証明書
- (8) その他教育委員会が必要と認める書類

7 管理業務にかかる委託料

参考価格 65,307,000円（うち消費税及び地方消費税5,937,000円）

令和7年度指定管理料 21,769,000円

令和8年度指定管理料 21,769,000円

令和9年度指定管理料 21,769,000円

参考価格は、苓北町温泉プールの維持管理に係る経費として町が指定管理者に支払う委託料の額を、令和3年度から令和5年度における3年間の決算額等を基に算定したものです。

なお、参考価格は別紙3（歳入及び歳出）の施設収支算定資料の歳出額から歳入額を差し引いた額に指定期間の3年を乗じた額です。

原則として申請の際は事業計画書、収支予算書は参考金額以下の額に算定してください。※詳細については苓北町教育委員会までお問い合わせ下さい。

8 利用料金

- (1) 利用料金は、指定管理者の収入とします。
- (2) 利用料は、苓北町温泉プールの設置及び管理に関する条例別表（第10条・第15条）のとおり

9 利益が過大である場合の取扱

指定管理施設で得た指定管理者の利益が指定管理料の3割を超えるなど大幅な収益が生じた場合の取扱いについては、その超えた額の4割相当額を後年度の指定管理者施設維持補修費に充てるため、受託者から町へ収納し、町が設置する基金に積み立てるものとします。

10 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和6年10月4日(金)から10月18日(金)まで
(ただし、土・日・祝日は除く)
- (2) 受付方法 質問票(様式第4号)
- (3) 受付先 〒863-2503 苓北町志岐660番地
苓北町教育委員会 FAX 0969-35-1576 (※電話での受付はしない。)
- (4) 回答方法 FAX またはメールによる。

11 申請書の提出及び提出期間

- (1) 提出先 〒863-2503 苓北町志岐660番地
苓北町教育委員会
- (2) 提出期間 令和6年10月4日(金)から11月1日(金)まで
(ただし、土・日・祝日は除く)
※郵送の場合、最終日の午後5時までに必着のこと。

12 選定方法

次に掲げる要件を満たすものまたは条件のうちから、総合的な評価に基づいて指定管理者の候補者を選定します。(選定されない場合もあります。)

- (1) 町民の平等利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効果を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られること。
- (3) 当該指定管理者の指定の申請をした法人その他の団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

13 申請に対する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

14 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効または失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、不相当と認められるもの。

15 選定の時期

令和6年11月中旬(予定)

16 選定の結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

17 指定管理者の決定及び管理業務にかかる委託料

- (1) 指定管理者は、苓北町議会の議決を経て決定（指定）されます。なお、議案が否決された場合は、それまでに要した経費はすべて申請者の負担とします。
- (2) 議会議決後に町と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務にかかる委託料は各会計年度の予算額以内となりますのでご注意ください。

18 その他

- (1) 提出された書類はお返ししません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は役場内及び選定委員会での検討に限ります。）
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。